

CADC 運営規則

【CADCの趣旨・目的について】

当団体は、外国人受け入れ団体（監理団体・登録支援機関等）のためのコミュニティグループです。LINE グループでの会話や例会への参加で親睦を深め情報交換することが目的となります。当該目的に基づいて以下の通りに、CADCの運営規則を制定いたします。

【加入について】

LINE グループへの加入は、以下の全てのステップが必要です。

- ①既存メンバー（以下「会員」という。）1名からの紹介により例会へ参加
 - ②参加申込書を代表者（鈴木）に提出
 - ③役員3名（鈴木・原・三好）による承認後、役員からLINEグループへ招待
- ※1社からのLINEグループへの参加は3名までとさせていただきます。

【加入後の自己紹介について】

LINEグループ加入後は、
会社名/氏名/ひとこと

を必ずLINEの「ノート」の機能で自己紹介を行うようお願い致します。

【例会について】

例会は、当面は、勉強会1時間程度+懇親会2時間程度（2次会以降は個々で）という内容で、毎月実施したいと考えています。内容や頻度については多少変更があることもございますのでご了承ください。

※例会への参加は、強制ではありませんが、6ヶ月に一度の参加を最低限推奨いたします。

【例会の幹事について】

例会の開催の幹事（お店の予約や手配など）を、会員の持ち回りで運営します。

場所は幹事となる会員の会社の所在地近隣での開催が好ましいです。

これにより、各地で開催をし、遠方参加者が不公平とならないように、あるいは、新しい参加者が参加しやすくなることを目的とします。

参加者が集まらない等の場合については都度幹事と役員で相談の上開催について改めてご案内をいたします。

幹事は、例会において次々回の例会幹事と開催場所を決定します。

（例：第1回例会で第3回例会の幹事を決める）

なお、第1回、第2回例会の幹事は下記のとおりとする。

第1回例会幹事：未来ブリッジ 原 （名古屋駅エリア）

第2回例会幹事：愛知技術革新 鈴木 （刈谷エリア）

【当団体での禁止行為について】

- ①会員の職員や通訳さん・組合員等の引き抜きや会員の利益を害するような行為
- ②中傷行為、陰口・悪口、嫌がらせなど会員を不愉快にするような言動
- ③執拗な営業行為など会員が嫌がる行為や迷惑行為

上記またはこれらに類似する言動は禁止行為とします。

【当団体の免責について】

当団体は、目的として記載の通りコミュニティグループです。仲良くなった会員同士でのビジネスの成立は自由に行って構いませんが、ビジネスにおける責任については当事者間で解決くださいますようお願い致します。（特にサービスの提供や金銭のやりとり等については当事者間で詳細に打ち合わせし合意をした上で行ってください。）

【当団体からの除名について】

- ①禁止行為に記載の事項に該当し当団体の風紀を乱すと役員が判断した場合
- ②音信不通・クレームが多数等により、紹介者を通して連絡を取ったものの連絡が取れないあるいは改善が認められない場合

上記のいずれかに該当した場合は、役員が除名する。

附則

本規則は、制定日より発効します。LINE グループのノートで公開し、いつでも誰でも閲覧が可能です。そのため参加し続ける限り本規則に同意しているものとみなします。

2023年8月29日 制定